

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(69)のア中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同(イ)及び同(ウ)を次のように改める。

(イ) 第24条の6の10第1項の規定による報告又は資料の提出の命令

(ウ) 第24条の6の10第2項の規定による報告又は資料の提出の命令

別表第2の6の(69)のアに次の事項を加える。

(イ) 第24条の6の10第3項の規定による立入検査

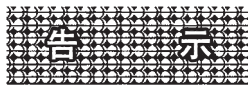
(ウ) 第24条の6の10第4項の規定による立入検査

別表第2の6の(69)のイ中「貸金業の規制等に関する法律施行細則」を「貸金業法施行細則」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

ビジネス誘発課



長野県告示第617号

地方バス運行対策費補助金交付要綱(平成14年長野県告示第21号)の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年12月13日

長野県知事 村 井 仁

別表第2の1中「競合区間の輸送量」を「競合運行系統の輸送量の和」に改め、同表の2中

主として生活交通路線の運行の用に供する車両。なお、車両の種別は次に掲げるとおりとする。

(1) 低床型車両 次に掲げるもの

ア 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、ノンステップ型であり、かつ、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号)に基づく認定を受けたもの(以下「標準仕様ノンステップバス」という。)又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付きであるもの

イ アに掲げるもののほか、地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両でノンステップ型のもののうち、知事が認めたもの

(2) 大型車両 低床型車両に該当しない車両で長さ9メートル以上又は定員61人以上のもの

(3) 小型車両 低床型車両に該当しない車両で長さ7メートル以下かつ定員29人以下のもの

(4) 中型車両 低床型車両に該当しない車両で大型車両及び小型車両以外のもの

主として生活交通路線の運行の用に供する車両。なお、車両の種別は地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、次に掲げるものとする。

- (1) ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
(2) ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)

次に掲げるもの

ア 標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号又は平成18年3月10日付け国自技第254号)に基づく認定を受けたもの(以下「標準仕様ノンステップバス」という。)

イ アに掲げるもののほか、知事が認めたもの

に、

- (1) 低床型車両については1,450万円(消費税を除く。)、大型車両については800万円(消費税を除く。)、中型車両及び小型車両については950万円(消費税を除く。)
(2) 購入に要する経費から残存価格としてその10分の1を控除した額(消費税を除く。)

を

- (1) ワンステップ型車両については1,300万円(消費税を除く。)、及びノンステップ型車両については1,500万円(消費税を除く。)
(2) 購入に要する経費から備忘価格として1円を控除した額(消費税を除く。)

に改める。

別表第3の車両購入費補助金の項中「低床型車両の場合」及び「低床型車両で」を削る。

Table with 2 columns: 購入経費(消費税を除く) and 購入経費から残存価格を控除した額. Includes formula I x 0.9 = R.

Table with 2 columns: 補助対象経費(消費税を除く) and 補助対象経費から備忘価格を控除した額. Includes formula I - 1 = R. To the right is a table for 総経費 and 補助金申請額.

Table with 2 rows: 補助対象経費 and 補助金申請額. Text: 「補助対象車両の種別を記載すること。」

低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型又は「ノンステップ型スロープ若しくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)又はワンステップ型スロープ若しくは」に改める。

Table with 2 columns: 購入経費 and 補助対象経費. Text: 様式第9号中

- 1. 総経費 円 を
1. 補助対象経費 円 に、「補助対象車両の種別を記載すること。」

別を記載すること。低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型又は」を「ノンステップスロープ若しくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)又はワンステップスロープ若しくは」に改める。

交通政策課

長野県告示第618号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
デイサービスセンターなごやか長野権堂	長野県長野市鶴賀権堂町1448-12 メディカル権堂Ⅲ	平成19年12月1日
ほほ笑みホーム中之条	長野県上田市中之条字東町222番地3	〃 〃
宅老所たんぼぼ	長野県伊那市東春近7734番地2	〃 〃
デイサービスセンター銀松苑式番館	長野県大町市常盤6850-24	〃 〃

(2) 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定有料老人ホームシニアハウスレインボー	長野県長野市大字吉1823番地2	平成19年12月1日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
デイサービスセンターなごやか長野権堂	長野県長野市鶴賀権堂町1448-12 メディカル権堂Ⅲ	平成19年12月1日
宅老所たんぼぼ	長野県伊那市東春近7734番地2	〃 〃
デイサービスセンター銀松苑式番館	長野県大町市常盤6850-24	〃 〃

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定有料老人ホームシニアハウスレインボー	長野県長野市大字吉1823番地2	平成19年12月1日

長寿福祉課

長野県告示第619号

国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定に基づく土地分類基本調査を次のとおり実施します。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

1 国土調査として指定された年月日

平成19年11月30日

2 調査を実施する者の名称

長野県

3 調査地域

測量法(昭和24年法律第188号)第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域
高田東部(長野県の区域に限る。)
松之山温泉(長野県の区域に限る。)
苗場山(長野県の区域に限る。)

4 調査期間

平成19年12月13日から平成23年3月31日まで

農地整備課

長野県告示第620号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画道路事業 3・3・25号 北部幹線

3 事業施行期間

平成19年12月13日から
平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野市大字徳間字稗田、稲田三丁目、大字上駒沢字寺西並びに大字金箱字弘誓、字久内、字徳永、字向流、字流、字上流及び字院台地内

(2) 使用の部分

長野市大字上駒沢寺西並びに大字金箱字弘誓及び字向流地
内

道路管理課

都市計画課

長野県告示第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年12月13日

長野県知事 村 井 仁

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画道路事業 8・7・5号 代官町寺町線

長野都市計画道路事業 8・7・6号 寺町表柴町線

長野都市計画道路事業 8・7・7号 代官町西条線

長野都市計画道路事業 8・7・8号 伊勢町鍛冶町線

長野都市計画道路事業 8・7・9号 中町田町線

3 事業施行期間

平成19年12月13日から

平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野市松代町松代字表柴町、字小越町、字伊勢町、字寺町、字石切町、字代官町、字鍛冶町、字御安町、字田町及び字中町並びに西条字笠村地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省中部地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月13日

長野県知事 村 井 仁

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 153号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市赤穂12628番の10地先から 駒ヶ根市赤穂10025番の1地先まで	旧	m 26.3～96.7	km 1.5440
同 上	新	26.3～96.7	1.5440

長野県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月13日

長野県知事 村 井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 下仁田浅科線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市塚原字濁516番の1地先から 佐久市塚原字濁487番の7地先まで	旧	m 8.3～8.4	km 0.1092
同 上	新	8.3～12.4	0.1098

道路管理課

長野県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月13日

長野県知事 村 井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 駒ヶ根長谷線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市中沢3710番の2地先から 駒ヶ根市中沢4013番地先まで	旧	m 5.6～28.0	km 1.6257
同 上	新	5.6～28.0 10.0～70.0	1.6257 1.3650

道路管理課

長野県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原洗馬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字広丘字吉田1004番の1地先から 塩尻市大字広丘字吉田1004番の2地先まで	旧	8.2 m	0.0385 km
同上	新	8.2 m	0.0385 km
塩尻市大字広丘字吉田1005番の8地先から 塩尻市大字広丘字吉田1004番の2地先まで	新	8.2~15.0 m	0.0586 km

道路管理課

長野県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字新山字道平1306番の6地先から 千曲市大字新山字道平1305番の16地先まで	旧	10.2~20.4 m	0.2950 km
同上	新	16.0~100.7 m	0.2840 km

道路管理課

長野県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 下仁田浅科線
- 2 供用を開始する区間
佐久市塚原字濁516番の1地先から
佐久市塚原字濁487番の7地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年12月13日

道路管理課

長野県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年12月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 153号
- (2) 供用を開始する区間
駒ヶ根市赤穂12628番の10地先から
駒ヶ根市赤穂10025番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年12月15日
- 2 (1) 路線名 駒ヶ根長谷線
- (2) 供用を開始する区間
駒ヶ根市中沢3710番の2地先から
駒ヶ根市中沢4013番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年12月19日

道路管理課